



市報千曲別冊

市民と議会と市のお約束！

# 千曲市まちづくり 基本条例

平成19年4月からスタート



千曲市

- 住んでよかった、住んでみたいと思えるまち!
- 活気に満ちた躍動するまち!
- 安全で安心なまち!



## まちづくり基本条例には そんな願いがこめられています。

みんなが暮らす千曲市。私たちは「自らの意思と責任」により、「まちづくりに参加し「市民と市が協働して(ともに手を携えて)」まちづくりを進めていく必要があります。

そんなまちづくりを実現するために「まちづくり基本条例」が制定されました。みんなで力を合わせて千曲市という、私たちの“ふるさと”を築いていきましょう!

さっそく中を  
のぞいてみよう!



条例とは?…地方公共団体(市町村など)が国の法律の範囲内で議会の議決を経て制定する法です。



### 目次

- 『まちづくり基本条例』Q&A …… 3 - 5
  - ・なぜ基本条例が必要なの?
  - ・まちづくり基本条例って何?
  - ・まちづくりの基本原則は?
  - ・私たちの暮らしはどう変わるの?
- まちづくり基本条例の概要 …… 6 - 7
- まちづくり基本条例全文 …… 8 - 12

みんなの? に答えます。



## 『まちづくり基本条例』



### Q なぜ「まちづくり基本条例」が必要なの?

私たちの社会は、過去に経験したことのない「人口減少」と「少子高齢社会」を迎え、社会構造が大きく変わってきました。

そうした中、平成12年4月には「地方分権一括法」という法律が施行され、国と地方のあり方が従来の「中央集権型」から「地方分権型社会(国と地方が対等、協力の

関係)」に変わり、市町村は国に頼ることが出来なくなりました。

このため、市町村には自立が要求され、「自己決定」や「自己責任」によるまちづくりを進めなくてはなりません。

千曲市でも、これからの市政運営は、まちづくりの主体である「市民」の意思を反映した施策を「市民と力を合わせて」進めていくことになります。

具体的には、

- ①「市民と市の対話の推進」
- ②「市民の市政への参加」
- ③「市民と市が役割や責任を分担する協働のまちづくり」

など、市民に市行政を知っていただき、市と連携してまちづくりに取り組んでいくことが大切です。こうした取り組みの基本方針として、議員の提案により平成18年12月の市議会定例会で「まちづくり基本条例」が制定されました。



### Q 「まちづくり基本条例」って何？



**A** まちづくり基本条例は、千曲市のまちづくりを進めていく上で、市民と議会と市の基本的な事項を「約束(役割や決まり)」として定め、条例という市の法律でルール化しました。

この「約束」の中には、まちづくりの主体である市民と市が、まちづくりに関する情報を共有することや市民が市政に参加すること、更には、市民と議会、市の役割などを定めています。

市には、幾つもの条例がありますが「まちづくり基本条例」は、その中でも最高位の条例と位置付けられています。また、この条例は市民みんなで育てていく条例でもあります。



### Q まちづくりの基本原則は？

**A** ●**情報共有の原則**  
まちづくりは、市民自ら考え行動することが大切です。そのためには、市民の皆さんに市の仕事を分かっていることが必要です。つまり、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが基本となりますので、市民は、市の仕事について必要な情報を知る権利があります。そして市には、市の仕事をわかりやすく説明する義務があります。  
(条例第3、4、5条)

●**市民参加の原則**  
市は、市の仕事について、仕事を始めようとする「企画」の段階から仕事が終わってからの成果や評価まで、一連の課程において、様々な方法で市民が参加できるようにします。(条例第6条)



### Q 私たちの暮らしはどう変わるの？



**A** この条例により、目に見えて変わることは少ないのですが、市民が市政にどのような方法で参加できるか明確にすることで、より市民に信頼される市政運営ができます。

市民の意見がより市政に届きやすく、そして生かされることになれば、千曲市をより「暮らしやすいまち」にすることができます。市民の皆さん自らが市政を知り、そして責任を持って市政に参加することが最も大切です。



## 市民の権利と責務

- 市民は、市の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。(条例第4条)
- 市民は、まちづくりの主体です。誰もが平等にまちづくりに参加する権利があります。また、まちづくりの担い手として、自らできること、なすべきことを考え積極的に取り組み、自分の発言や行動には責任を持ちましょう。(条例第11、13条)
- 満18歳未満の青少年や子どもたちは、それぞれの年代にふさわしいまちづくりに参加できます。(条例第12条)
- まちづくりは、市民のためのものです。「市民が参加してはじめて地域やまちを守り育てることができる」という認識を持ちましょう。(条例第14条)
- 地域や団体、NPOなど、まちづくりの担い手となる集団(コミュニティ)をみんなで守り、育てましょう。(条例第15、16、17条)

## 市民



## 市の役割と責務

- 市は、市の仕事の内容や効果、手続きなどをわかりやすく説明しなくてはなりません(条例第5条)
- 市の仕事の企画から仕事の成果や評価まで、市民の参加を保障します。(条例第6条)
- 市政に関する意思決定の過程を明らかにし、市の仕事が理解されるように努めます。(条例第7条)
- 市民と情報を共有するためのルールづくりに努めます。(条例第8、9条)
- 個人の権利が侵されないよう個人情報を保護します。(条例第10条)
- 市長(市)、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等の執行機関や市職員は、公正かつ誠実に効率的な市政運営に当たります。(条例第18、19条)
- 市民の暮らしを守るために、防災体制の充実など危機管理に万全を期します。(条例第23条)
- 審査会や審議会などの委員を選ぶときは、市民から公募した委員を加えます。(条例第25条)
- 市民からの意見や要望、苦情は、速やかにお答えします。(条例第26条)
- 市の仕事の各段階で情報を公開し、市民が市の仕事を理解し、市政に参加できるように努めます。(条例第28、29条)
- 重要な計画の策定や決定には、関係資料や計画概要等を事前公表し、市民の意見を求めます。(条例第30条)
- 予算の編成に当たっては、市の財政状況や予算編成の過程等をわかりやすく説明します。(条例第31、32、33条)
- 決算や財政状況は、市の仕事の成果や評価など、わかりやすい方法で公表します。(条例第34、35、36条)
- 重要事項について判断が難しいときは、直接市民の意思を確認する「市民投票制度」を設けることができます。(条例第39、40条)
- 市外の人々の意見や知恵も積極的に吸収し、市政に生かします。また、近隣自治体などと連携したまちづくりを進めます。(条例第41、42、43、44条)
- 重要な条例の制定や改正については市民の意見を求めます。(条例第45条)
- 「基本条例」の趣旨に沿って教育や福祉、環境など個別の基本条例の制定に努めます。(条例第46、47条)
- 「まちづくり基本条例」は、4年を越えない期間ごとに条例の内容を検証します。(条例第48条)

# 千曲市まちづくり基本条例の概要

条例の概要について要約してお知らせします

まちづくりの基本的な方向として『情報の共有』と『市民参加』により「市民」と「議会」と「市」が共に手を携えてまちづくりを進めます。

★詳細は次ページ以降の「まちづくり基本条例」の各条文をご覧ください。

## 議会の役割と責務

- 市の仕事について審議・決定し、市政の監視や牽制を行います。(条例第20条)
- 市民との情報を共有するため、保有する情報や会議の公開など開かれた議会運営に努めます。(条例第21条)
- 市議会議員は、市民の信託にこたえ誠実に職務を遂行します。(条例第22条)



## 市議会



## 市・市長



## まちづくり基本条例 全文を掲載

### 前文

私たちが暮らす千曲市は、千曲川に育かれた肥沃な大地のもとで、先人たちが築き上げた歴史文化や郷土を愛する多くの人々の英知と実践によって、今日を迎えています。

この美しい豊かな自然と貴重な財産、そして、相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、千曲市の魅力を次の世代に引き継ぎ、「住んで良かった、住んでみたいと思えるまち」、「活力に満ちた躍動するまち」そして「安全で安心なまち」を創っていかなくてはなりません。

そのために私たちは、自らの意志と責任により、まちづくりに参加し、市民と市が「協働」してまちづくりを進めていくことが重要です。

ここに千曲市のまちづくりの理念を明らかにし、みんなの力でまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、千曲市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち市民の権利と果たすべき役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民…市内に住所を有する者、市内に勤務又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等をいう。
- (2) 市の執行機関…市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。
- (3) 協働…まちづくりのために、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、協力し合うことをいう。

### 第2章 まちづくりの基本原則

#### (情報共有の原則)

第3条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち市民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

#### (情報への権利)

第4条 わたしたち市民は、市の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

#### (説明責任)

第5条 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

#### (参加原則)

第6条 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評

価のそれぞれの過程において、市民の参加を保障する。

### 第3章 情報共有の推進

#### (意思決定の明確化)

第7条 市は、市政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

#### (情報共有のための制度)

第8条 市は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 市の仕事に関する市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の仕事に関する市の会議を公開する制度
- (3) 市が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 市民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

#### (情報の収集及び管理)

第9条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

#### (個人情報の保護)

第10条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

### 第4章 まちづくりへの参加の推進

#### (まちづくりに参加する権利)

第11条 わたしたち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 わたしたち市民は、それぞれの市民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。
- 3 わたしたち市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

#### (満18歳未満の市民のまちづくりに参加する権利)

第12条 満18歳未満の青少年及び子どもは、それ

ぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

#### (まちづくりにおける市民の責務)

第13条 わたしたち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

#### (まちづくりに参加する権利の拡充)

第14条 わたしたち市民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

### 第5章 コミュニティ

#### (コミュニティ)

第15条 わたしたち市民にとって、コミュニティとは、市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

#### (コミュニティにおける市民の役割)

第16条 わたしたち市民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。

#### (市とコミュニティのかかわり)

第17条 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

### 第6章 市及び市議会の役割と責務

#### (市長の責務)

第18条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

#### (執行機関の責務)

第19条 市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

- 2 市職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

#### (市議会に関する基本的事項)

第20条 市議会は、地方自治法で定めるところによ

り、市民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の市政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

- 市議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。
- 市議会は、前2項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

(市議会の情報の公開及び提供)

第21条 市議会は、別に条例で定めるところにより、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、市民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第22条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、市議会が前2条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

(危機管理体制)

第23条 市は、災害等から市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、市民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めなければならない。

(組織)

第24条 市の組織は、市民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第25条 市は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第26条 市は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

- 市は、前項の応答に際してその意見、要望、

苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

- 市は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(行政手続の法制化)

第27条 条例又は規則に基づき市の機関がする処分及び行政指導並びに市に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

## 第7章 まちづくりの協働過程

(計画過程等への参加)

第28条 市は、市の仕事の計画、実施、評価等の各段階に市民が参加できるよう配慮する。

- 市は、まちづくりに対する市民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- 代替案の内容
- 他の自治体等との比較情報
- 市民参加の状況
- 仕事の根拠となる計画、法令
- その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第29条 総合的かつ計画的に市の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

- 市は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- 法令又は条例に規定する計画
- 国又は他の自治体の仕事と関連する計画
- 市は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- 計画の目標及びこれを達成するための市の仕事の内容
- 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第30条 市は、総合計画で定める重要な計画の策

定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- 計画の概要
- 計画策定の日程
- 予定する市民参加の手法
- その他必要とされる事項

- 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

- 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

## 第8章 財政

(総則)

第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第32条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

- 前項の規定による情報の提供は、市の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第33条 市長は、市の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第34条 市長は、決算にかかわる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第35条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければならない。

(財政状況の公表)

第36条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財

政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

## 第9章 評価

(評価の実施)

第37条 市は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第38条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

## 第10章 市民投票制度

(市民投票の実施)

第39条 市は、千曲市にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

(市民投票の条例化)

第40条 市民投票に参加できる者の資格その他市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

- 前項に定める条例に基づき市民投票を行うとき、市長は市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

## 第11章 連携

(市外の人々との連携)

第41条 わたしたち市民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第42条 市は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第43条 市は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第44条 市は、自治の確立と発展が国際的にも重

要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

## 第12章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第45条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参加を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

- (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
  - (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
  - (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合
- 2 提案者は、前項に規定する市民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

## 第13章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第46条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第47条 市は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

## 第14章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第48条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が千曲市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

- 2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 千曲市まちづくり基本条例

平成19年4月発行

発行／千曲市

編集／千曲市総務部秘書広報課

〒387-8511 千曲市大字杭瀬下84番地

TEL 026(273)-1111 FAX 026(273)-1001

<http://www.city.chikuma.nagano.jp>



この印刷物は環境保護のため、大豆油インクおよび古紙配合率100%の再生紙を使用しています。